

シュライカー大阪と大阪市住之江区との連携協力に関する包括協定書

(目的)

第1条 この協定は、シュライカー大阪を運営するハマダ株式会社及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が、スポーツの推進、教育、広報などさまざまな分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 区民等を対象にしたスポーツ教室の開催
- (2) スポーツの普及、競技力の向上
- (3) トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣
- (4) その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、両者がそれぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年5月8日

ハマダ株式会社シュライカー大阪事務局
代表取締役社長

大阪市
住之江区長

濱田 隆司

西原 昇